

昭和四十年政令第二百十九号

港則法施行令

内閣は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二条及び第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（港及びその区域）

第一条 港則法（以下「法」という。）第二条の港及びその区域は、別表第一のとおりとする。

（特定港）

第二条 法第三条第二項に規定する特定港は、別表第二のとおりとする。

第三条 法第三条第三項に規定する指定港は、別表第三のとおりとする。

附則

（施行期日）
1 この政令は、港則法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十号）の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

附則（昭和四十二年二月二日政令第三七七号）
（施行期日）
1 この政令は、昭和四十二年一月十日から施行する。

附則（昭和四十二年七月一〇日政令第一八四号）
この政令は、昭和四十二年八月一日から施行する。ただし、別表第一福島県の部江名の項、福島県の部三国の項、鳥取県の部鳥取の項、鳥取県鳥根県の部境の項、福岡県の部苅田の項及び大分県の部佐伯の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十二年四月二二日政令第六七号）
（施行期日）
1 この政令の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日から施行する。
一 別表第一愛知県の一部伊良湖の項、三重県の部宇治山田の項、兵庫県の部高砂の項及び同部伊保の項の改正規定 この政令の公布の日
二 別表第一富山県の部伏木富山の項の改正規定及び次項の規定 昭和四十三年四月十七日
三 別表第一千葉県の部木更津の項及び大阪府の部阪南の項並びに別表第二大阪府の項の改正規定 昭和四十三年六月一日
附則（昭和四十四年六月四日政令第一四一号）

この政令は、昭和四十四年六月十日から施行する。ただし、別表第一島根県の部松江の項及び長崎県の部長崎の項の改正規定は公布の日から、同表新潟県の部新潟の項の改正規定は同年八月一日から施行する。

附則（昭和四十五年五月二七日政令第一四四号）
（施行期日）
1 この政令は、昭和四十五年六月一日から施行する。

附則（昭和四十六年五月一日政令第一四三号）
（施行期日）
この政令は、昭和四十六年五月十五日から施行する。ただし、別表第一北海道の部枝幸の項及び岩内の項、茨城県の部鹿島の項、千葉県の部館山の項並びに鳥取県の部鳥取の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十六年六月一日政令第一七一〇号）
（施行期日）
1 この政令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附則（昭和四十七年四月二八日政令第一一三三号）
（施行期日）
この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附則（昭和四十七年五月三〇日政令第二〇九号）
（施行期日）
この政令は、昭和四十七年六月十五日から施行する。ただし、別表第一新潟県の部直江津の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十八年一月二六日政令第五七号）
（施行期日）
1 この政令は、法の施行の日（昭和四十八年七月一日）から施行する。

附則（昭和四十八年一月二〇日政令第三四〇号）
（施行期日）
この政令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。ただし、別表第一北海道の部留雨の項及び鹿児島県の部志布志の項並びに別表第二北海道の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十九年四月二日政令第九九号）
（施行期日）

この政令は、昭和四十九年四月十二日から施行する。ただし、別表第一北海道の部羅臼の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十九年一〇月二二日政令第三五三三号）
（施行期日）
この政令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

附則（昭和五〇年七月二日政令第二〇五五号）
（施行期日）
1 この政令は、昭和五十年七月十日から施行する。

附則（昭和五一年七月九日政令第一九四号）
（施行期日）
この政令は、昭和五十一年七月二十日から施行する。

附則（昭和五三年一月一八日政令第四三〇号）
（施行期日）
1 この政令は、昭和五十三年二月一日から施行する。

附則（昭和五四年一月一九日政令第六六〇号）
（施行期日）
この政令は、昭和五十四年二月一日から施行する。

附則（昭和五五年一月二二日政令第二二〇号）
（施行期日）
この政令は、昭和五十五年二月一日から施行する。

附則（昭和五六年一月二七日政令第一〇〇号）
（施行期日）
1 この政令は、昭和五十六年二月一日から施行する。

附則（昭和五七年七月六日政令第一八八号）
（施行期日）
1 この政令は、昭和五十七年七月十日から施行する。

附則（昭和五十七年七月十日から施行する）
（港湾運送事業に係る経過措置）

4 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の苦小牧港の区域（改正前の同表の苦小牧港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けなくても、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。

この政令は、昭和五十八年九月一日から施行する。

附則（昭和五十八年八月三〇日政令第一九四号）
（施行期日）
1 この政令は、昭和五十八年九月一日から施行する。

附則（昭和五十九年八月二四日政令第二六〇号）
（施行期日）
この政令は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附則（昭和六〇年七月九日政令第二二〇号）
（施行期日）
1 この政令は、昭和六十年七月十五日から施行する。ただし、別表第一兵庫県の部尼崎の項及び西宮の項の改正規定並びに別表第二兵庫県の項の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、同年十月一日から施行する。

附則（昭和六一年六月三日政令第二〇一号）
（施行期日）
この政令は、昭和六十一年六月十五日から施行する。

附則（昭和六二年七月三日政令第二五五号）
（施行期日）
この政令は、昭和六十二年七月十日から施行する。ただし、別表第二宮城県の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附則（昭和六三年七月二二日政令第二二七号）
（施行期日）

1 この政令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。

附則（平成元年七月二二日政令第二三〇号）

この政令は、平成元年八月一日から施行する。

附則（平成二年八月一七日政令第二五二号）

この政令は、平成二年八月二十四日から施行する。

附則（平成三年一〇月二二日政令第三二九号）

1 この政令は、平成三年十一月一日から施行する。

3 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の関門港の区域（改正前の同表の関門港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けなくても、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附則（平成四年一二月九日政令第三七二号）

1 この政令は、平成四年十二月十五日から施行する。

2 この政令の施行前にこの政令による改正前の横須賀港の区域（この政令による改正後の横須賀港の区域を除く。）における工事又は作業について港則法第三十一条の規定により横須賀港の港長がした許可は、同条の規定により京浜港の港長がした許可とみなす。

附則（平成五年八月二五二日政令第二七九号）

この政令は、平成五年九月一日から施行する。ただし、別表第二茨城県等の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附則（平成六年七月一日政令第二二二号）

この政令は、平成六年七月十日から施行する。

附則（平成六年一〇月一三日政令第三三二号）

この政令は、平成六年十月二十日から施行する。

附則（平成七年一二月二二日政令第四二七号）

この政令は、平成八年一月五日から施行する。

附則（平成八年七月一九日政令第二二五号）

この政令は、平成八年七月二十五日から施行する。

附則（平成八年一〇月九日政令第三〇二号）

この政令は、平成八年十月十五日から施行する。

この政令は、平成八年十月十五日から施行する。

附則（平成九年一〇月一七日政令第三一七号）

この政令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附則（平成九年一〇月一七日政令第三一七号）

この政令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附則（平成九年一〇月一七日政令第三一七号）

この政令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附則（平成九年一〇月一七日政令第三一七号）

この政令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附則（平成九年一〇月一七日政令第三一七号）

この政令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附則（平成九年一〇月一七日政令第三一七号）

この政令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附則（平成九年一〇月一七日政令第三一七号）

この政令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附則（平成九年一〇月一七日政令第三一七号）

この政令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附則（平成九年一〇月一七日政令第三一七号）

この政令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附則（平成九年一〇月一七日政令第三一七号）

この政令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附則（平成九年一〇月一七日政令第三一七号）

この政令は、平成十年九月十日から施行する。

附則（平成一〇年九月二日政令第三〇〇号）

この政令は、平成一〇年九月十日から施行する。

附則（平成一〇年九月二日政令第三〇〇号）

この政令は、平成一〇年九月十日から施行する。

附則（平成一〇年九月二日政令第三〇〇号）

この政令は、平成一〇年九月十日から施行する。

附則（平成一〇年九月二日政令第三〇〇号）

この政令は、平成一〇年九月十日から施行する。

附則（平成一〇年九月二日政令第三〇〇号）

この政令は、平成一〇年九月十日から施行する。

附則（平成一〇年九月二日政令第三〇〇号）

この政令は、平成一〇年九月十日から施行する。

附則（平成一〇年九月二日政令第三〇〇号）

この政令は、平成一〇年九月十日から施行する。

附則（平成一〇年九月二日政令第三〇〇号）

この政令は、平成一〇年九月十日から施行する。

附則（平成一〇年九月二日政令第三〇〇号）

この政令は、平成一〇年九月十日から施行する。

附則（平成一〇年九月二日政令第三〇〇号）

この政令は、平成一〇年九月十日から施行する。

附則（平成一〇年九月二日政令第三〇〇号）

この政令は、平成一一年一〇月二〇日政令第三三〇号

附則（平成一一年一〇月二〇日政令第三三〇号）

この政令は、平成一一年一〇月二十九日から施行する。

附則（平成一二年八月三〇日政令第四一〇号）

この政令は、平成一二年九月十日から施行する。

附則（平成一二年八月三〇日政令第四一〇号）

この政令は、平成一二年九月十日から施行する。

附則（平成一三年八月一〇日政令第二六九号）

この政令は、平成一三年九月十日から施行する。

附則（平成一三年八月一〇日政令第二六九号）

この政令は、平成一三年九月十日から施行する。

附則（平成一三年八月一〇日政令第二六九号）

この政令は、平成一三年九月十日から施行する。

附則（平成一三年八月一〇日政令第二六九号）

この政令は、平成一三年九月十日から施行する。

附則（平成一三年八月一〇日政令第二六九号）

この政令は、平成一三年九月十日から施行する。

附則（平成一三年八月一〇日政令第二六九号）

この政令は、平成一三年九月十日から施行する。

附則（平成一三年八月一〇日政令第二六九号）

この政令は、平成一三年九月十日から施行する。

附則（平成一三年八月一〇日政令第二六九号）

附則（平成一三年一二月二八日政令第四三三号）

この政令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附則（平成一四年一〇月三〇日政令第三二四号）

この政令は、平成十四年十一月一日から施行する。

附則（平成一五年七月三〇日政令第三三九号）

この政令は、平成十五年八月二十日から施行する。

附則（平成一六年八月二七日政令第二六二号）

この政令は、平成十六年九月十日から施行する。

附則（平成一七年一二月二一日政令第三七七号）

この政令は、平成十八年二月一日から施行する。

附則（平成一九年七月二〇日政令第二二六号）

この政令は、平成十九年八月一日から施行する。

附則（平成一九年一二月二日政令第二二七号）

この政令は、平成十九年十二月一日から施行する。

附則（平成二一年八月七七日政令第二〇三三号）

この政令は、平成二十一年八月二十日から施行する。

附則（平成二三年一〇月一四日政令第三一四号）

この政令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

附則（平成二四年九月二〇日政令第二四〇号）

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則（平成二五年八月一三日政令第二三三三号）

この政令は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、別表第一熊本県の部八代の項及び

び別表第二熊本県の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附則（平成二十六年七月一日政令第二五四号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年八月一日から施行する。ただし、別表第一山口県の部徳山下松の項の改正規定及び次項の規定は、平成二十七年二月一日から施行する。

附則（平成二十七年七月三十一日政令第二八五号）

この政令は、平成二十七年八月十五日から施行する。

附則（平成二十九年九月二一日政令第二四七号）

この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、別表第一北海道の部釧路の項の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

附則（平成二十九年一月二二日政令第二六六号）

この政令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年一月三十一日）から施行する。

別表第一（第一条関係）

都道府県	港名	道の区域
北海道	枝幸	北見枝幸港島防波堤灯台（北緯四四度五分四八秒東経一四二度三六分二秒）から三〇六度一、一六五メートルの地点を中心とする半径一、二〇〇メートルの円の内の海面
北海道	雄武	雄武港新北防波堤灯台（北緯四四度三五分一〇秒東経一四二度五八分八秒）から三〇三度五三〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円の内の海面
北海道	紋別	紋別灯台（北緯四四度二分二二秒東経一四三度二〇分五五秒）から九三度一、〇九五メートルの地点から九〇度二、〇六五メートルの地点まで引いた線、同地点から一五四度一、七八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一〇度三〇分一、三九五メートルの地点まで引いた線、同地点から二八八度三〇分

網走	網走港東防波堤灯台（北緯四四度一分二七秒東経一四四度一七分一五秒）から二七九度六〇〇メートルの地点を中心とする半径二、一〇〇メートルの円のうちの同地点からそれぞれ九〇度及び三〇五度に引いた線以北の部分、同地点から九〇度二、一〇〇メートルの地点から一八〇度一、二三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三三度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面並びに新橋下流の網走川水面
羅臼	羅臼港第三西防波堤灯台（北緯四四度一分一七秒東経一四五度二分一〇秒）から二五三度六五五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円の内の海面
根室	根室港北副防波堤灯台（北緯四三度二分五三秒東経一四五度三四分四四秒）から一九二度五〇〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円の内の海面
花咲	花咲灯台（北緯四三度一六分四三秒東経一四五度三五分二〇秒）から一八三度一、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
霧多布	霧多布三角点（四七メートル）（北緯四三度四分五〇秒東経一四五度八分二五秒）から〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線、同三角点から二六三度三〇分一、五九〇メートルの地点から二〇四度三〇分八五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八八度三〇分四四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
厚岸	アイカップ埼から二六二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
釧路	釧路崎灯台（北緯四二度五八分一〇秒東経一四四度二分二四秒）から三五三度二〇メートルの地点から一八〇度三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度八、五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八八度三〇分

十勝	広尾三角点（二六メートル）（北緯四二度一七分一〇秒東経一四三度一九分一〇秒）から一〇度三〇分二、六六〇メートルの地点から一〇二度二、八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一五度三〇分四、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二九一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
えり	住吉山山頂から二〇八度一八五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円の内の海面
もり	様似港外西防波堤灯台（北緯四二度七分二六秒東経一四二度五四分四〇秒）から二八度七九五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円の内の海面
似	浦河灯台（北緯四二度九分四六秒東経一四四度四六分三六秒）から三一九度一、四七〇メートルの地点から二五六度一、四〇五メートルの地点まで引いた線、同地点から一八六度八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇七度三〇分二、二一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
河	真小牧三角点（六・七メートル）（北緯四二度三七分五二秒東経一四一度三九分一六秒）から一七四度五、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点と苦小牧港東港地区東防波堤灯台（北緯四二度三四分四九秒東経一四一度四六分一七秒）から一〇度三〇分七、八四〇メートルの地点とを結んだ線、同地点から二〇度三〇分一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
小	室蘭港南外防波堤灯台（北緯四二度二分五五秒東経一四〇度五四分五八秒）から二五〇度五六〇メートルの地点から一五五度に引いた線、同地点から七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
伊達	東浜三角点（三メートル）（北緯四二度七分四二秒東経一四〇度五二分一三秒）から二九〇度一、〇六〇メートルの地点

森	高森三角点（二五メートル）（北緯四二度六分二〇秒東経一四〇度三五分四〇秒）から三七七度七〇〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円の内の海面
白	弁天島三角点（一〇メートル）（北緯四一度五六分一〇秒東経一四〇度五七分一秒）から二五六度八七〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円の内の海面
函	穴潤岬から一八〇度九五〇メートルの地点から六九度に引いた線、同地点から大野川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
館	松前灯台（北緯四一度二分五八分八秒東経一四〇度五分二〇秒）を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円の内の海面
福	福島港外東防波堤灯台（北緯四一度二分三五秒東経一四〇度一五分四五秒）から二五六度四七〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円の内の海面
江	鷗島灯台（北緯四一度五二分五秒東経一四〇度六分五〇秒）から一五五度三〇分一、八〇〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円の内の海面
瀬	三本杉三角点（九五メートル）（北緯四二度二分二四秒東経一三九度五一分七秒）から一九〇度一、七八〇メートルの地点から二七七度一、四一五メートルの地点まで引いた線、同地点から六度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇度一、四七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
都	寿都港北防波堤灯台（北緯四二度四分四三秒東経一四〇度一四一分七秒）から一八八度三五〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円の内の海面
岩	岩内港西防波堤灯台（北緯四二度五九分四八秒東経一四〇度三〇分三四秒）から

天	塩	余	市	小	檣	石	狩	灣	増	毛	留	萌	前	苦	帆	羽	天
二〇九度三〇分二、三一五メートルの地点から三四度七四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六度二、五六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	シリバ岬から一三五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	鯨塚三角点(一〇メートル)(北緯四三度二二分五秒東経一四度一八分五一秒)から二八度六〇〇メートルの地点から三一度三、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八度五、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	増毛灯台(北緯四三度五一分一八秒東経一四度三一分三九秒)を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面	留萌灯台(北緯四三度五七分三九秒東経一四度三八分四二秒)から二八度一、八〇五メートルの地点から二七〇度一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度三、六六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	苫前岬三角点(六〇メートル)(北緯四四度一八分三三四秒東経一四度三九分三秒)を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	港町三角点(一四メートル)(北緯四四度二分東経一四度四一分四三秒)から二三五度四一五メートルの地点から三二六度一四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九度三〇分一、四九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八七度四四五メートルの地点まで引いた線、同地点から一四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	天塩港西防波堤灯台(北緯四四度五二分一、二秒東経一四度四分四秒)から一三一度一、一〇五メートルの地点から二五三度一、三四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四三度四、三〇〇									

青	苗	天	売	焼	尻	沓	形	脇	鬼	脇	鴛	泊	香	深	船	泊
青苗岬から九〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	天売港北防波堤灯台(北緯四四度二六分二九度三〇分三〇五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面)	焼尻島三角点(五九・九メートル)(北緯四四度二六分三七秒東経一四度二五分二一秒)を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	沓形岬灯台(北緯四五度一一分一〇秒東経一四度七四分八秒)から二八〇度二六五メートルの地点から三度七六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	脇石埼灯台(北緯四五度九分一秒東経一四度一九分四三秒)から二二五度二、二八〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	脇鴛泊灯台(北緯四五度一四分四七秒東経一四度一三分五三秒)から一三五度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三八度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	香深港北島防波堤灯台(北緯四五度一八分九秒東経一四度三分一一秒)から二四七度三〇分五五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	船金田ノ岬灯台(北緯四五度二七分三七秒東経一四度二分一秒)から一七五度九五〇メートルの地点を中心とする半径一、二〇〇メートルの円内の海面中同灯台から〇度引いた線以西の部分									

青森県

深	浦	鱒	ケ	沢	小	泊	三	厩	平	館	青	森	小	湊	野	地	大	湊	大	川	内	脇	脇	野	沢	河	井	大	間
入前崎から行合崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	弁天崎を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び明海橋下流の中村川の水	弁天崎から七ツ石崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小泊橋下流の小泊川水面	厩石を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び増川橋下流の増川水面	北防波堤突端(北緯四一度九分三三秒東経一四度三八分二八秒)を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面	鼻線崎から二七〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに石森橋下流の堤川水面	小安井崎から金附崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに雷電橋下流の汐立川水面	野辺地町と平内町との境界海岸(北緯四〇度五三分一〇秒東経一四度五五分五秒)から九〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに野辺地橋下流の野辺地川水面	大湊港下北防波堤灯台(北緯四一度一六分三一秒東経一四度一〇分三三秒)から二二二度二、二〇〇メートルの地点を中心とする半径三、六〇〇メートルの円内の海面及び下北橋下流の田名部川水面	川内橋西端(北緯四一度一一分五二秒東経一四度五九分三一秒)を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び同橋下流の川内川水面	脇野沢川導水堤突端を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面並びに脇野沢川脇野沢橋及び瀬野川瀬野橋各下流の河川水面	佐井港北防波堤灯台(北緯四一度二六分一一秒東経一四度五一分三三秒)から二二七度三〇分四八五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面	大間港西防波堤灯台(北緯四一度三一分一四秒東経一四度五四分一一秒)から一九二度五二五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面																	

岩手県

大	畑	屋	岬	む	つ	小	川	原	戸	八	久	慈	八	木	古
大畑港東防波堤灯台(北緯四一度二四分五〇秒東経一四度一〇分八秒)から一六二度一八〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面及び大畑橋下流の大畑川水面	弁天島島頂(二一メートル)を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	棚ノ沢三角点(一二メートル)(北緯四一度一分三三秒東経一四度二分五七秒)から一七二度三〇分一、九六〇メートルの地点から九〇度五、二九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七七度九、九八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、尾駸沼水面並びに同三角点から二七〇度四、六八〇メートルの地点から一八〇度引いた線以東の鷹架沼水面	日出岩(三・三メートル)(北緯四〇度三分二四六秒東経一四度三三分五九秒)から一八〇度引いた線、同地点から一九九度三〇分三、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇五度三、九二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面、新井田川湊橋及び馬淵川新大橋各下流の河川水面並びに旧馬淵川水面	丑島三角点(六三メートル)(北緯四〇度一三分六秒東経一四度五〇分四秒)から九〇度一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度四、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに湊橋下流の久慈川水面	八木港導灯(前灯)(北緯四〇度二〇分四六秒東経一四度四五分五〇秒)を中心とする半径九〇〇メートルの円内の海面	館ヶ崎(北緯三九度三九分四九秒東経一四一度五九分)から一七七度二〇分二、									

柏崎	大久保三角点(四五メートル)(北緯三七度二分四四秒東經一三八度三二分九秒)から二五八度一、六五〇メートルの地点から三三三度一、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五三度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鶴川八坂橋下流の河川水面	泊寺	長峰三角点(一五〇メートル)(北緯三七度三七分二四秒東經一三八度四五分五七秒)から〇度二、〇〇〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二〇度三〇分及び二九〇度に引いた線以西の部分、同地点から二九〇度一、三〇〇メートルの地点から二〇度一、一三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇一度三〇分に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	新潟	新潟港西區西突堤灯台(北緯三七度五七分三二秒東經一三九度四分七秒)から二〇度五五分四、〇四〇メートルの地点、同地点から三四〇度五、〇〇〇メートル(北緯三八度四四秒東經一三九度一六分三〇秒)から三二〇度五、〇〇〇メートルの地点及び同三角点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面並びに信濃川万代橋及び通船川山ノ下橋各下流の河川水面	岩船	岩船三角点(七三メートル)(北緯三八度一二分四秒東經一三九度二六分一秒)から一八七度三〇分三、〇〇〇メートルの地点から二八五度一、八九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四度五、一一五メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに明神橋下流の石川水面
----	---	----	--	----	--	----	---

両津	金剛山三角点(九六二メートル)(北緯三八度一〇分二〇秒東經一三八度二五分一〇秒)から一四九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	羽茂	市振崎から五〇度一、二五〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円内の海面及び羽茂大橋下流の羽茂川水面	小茂	城山山頂(北緯三七度四八分四六秒東經一三八度一六分四三秒)を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面	津魚	魚津港北區北防波堤灯台(北緯三六度四九分一四秒東經一三七度二三分二九秒)から一六九度一、〇四〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面	伏木	岩崎ノ鼻灯台(北緯三六度四八分三〇秒東經一三七度二分五九秒)から三〇八度一、一〇〇メートルの地点から四〇度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、富山東防波堤灯台(北緯三六度四五分五六秒東經一三七度一三分四〇秒)から一〇二度三〇分一、四〇〇メートルの地点から〇度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、これらの地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面、小矢部川城光寺橋、庄川新庄川橋及び神通川萩浦橋各下流の河川水面、内川水面、放生津瀉水面並びに岩瀬運河及び中島門以北の富岩運河の各運河水面	氷見	唐島三角点(一一二メートル)(北緯三六度五一分五一秒東經一三六度五九分四四秒)を中心とする半径一、九〇〇メートルの円内の海面並びに余川川間島橋、上庄川北の橋及び新川野尻屋橋各下流の河川水面	七尾	屏風崎南端から石崎屏風北西端まで引いた線、能登島灯台(北緯三七度六分四一秒東經一三七度一分二二秒)から新崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大谷川新大谷川橋及び御祓川尾瀨橋各下流の河川水面	穴水	タケガ鼻から二二九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに城山橋下流の小又川水面
----	--	----	---	----	--	----	---	----	--	----	--	----	---	----	--

宇津	宇出津灯台(北緯三七度一七分五九秒東經一三七度九分八秒)から八六度六九メートルの地点から一八〇度八二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三三度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに笹谷川笹谷川橋、梶川港大橋及び菓師川菓師橋各下流の河川水面	小木	城ヶ鼻(北緯三七度一八分一二秒東經一三七度一四分二〇秒)から一八〇度一、四一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、三五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	飯田	妙見山三角点(五四メートル)(北緯三七度二分五四秒東經一三七度一六分二四秒)から二〇度一、六〇〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び吾妻橋下流の若山川水面	輪島	竜ヶ崎から一四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びにいろは橋下流の河原田川水面	福浦	藻ノ崎を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	滝浦	滝崎灯台(北緯三六度五五分四五秒東經一三六度四分五五秒)から一五七度九六〇メートルの地点を中心とする半径八〇〇メートルの円内の海面	金沢	大野灯台(北緯三六度三六分五八秒東經一三六度三六分一〇秒)から二二七度三〇分五、〇二〇メートルの地点から三〇六度二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三六度八、五四五メートルの地点まで引いた線、同地点から一六六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、大野川水面並びに普正寺橋下流の犀川水面	内浦	薺ヶ崎北西端(北緯三五度三二分二六秒東經一三五度二九分四四秒)から二四〇度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点からダン鼻(北緯三五度三一分四八秒東經一三五度二九分二七秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
----	---	----	--	----	---	----	--	----	----------------------------	----	---	----	---	----	--

和田	大見崎から津崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに城山山頂から八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	小浜	二見島崎から波懸鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	敦賀	松ヶ崎から明神崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに笹ノ橋下流の旧笹ノ川水面	福井	三國防波堤南西方照射灯(北緯三六度一三分一一秒東經一三六度七分五三秒)から六度一、一三〇メートルの地点から二四九度一、一九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二〇度六、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八一度三、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに九頭竜川新保橋及び竹田川港橋各下流の河川水面	熱海	稲村弁天岩(八メートル)(北緯三五度七分三〇分)に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	静岡	網代村三角点(一六三メートル)(北緯三五度二分四四秒東經一三九度五分四九秒)を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面中熱海港の区域に属する部分を除いた海面	伊東	伊東港東防波堤灯台(北緯三四度五八分二六秒東經一三九度六分一三秒)から二六四度一、二五〇メートルの地点を中心とする半径二、八〇〇メートルの円内の海面	縮み	稲取岬から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	下田	狼煙崎から赤島南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びにみなと橋下流の稲生沢川水面	手取	タライ崎から二六二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに青野川と前田川との合流点下流の河川水面	石川	アジホガ鼻から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	松崎	アジホガ鼻から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
----	--	----	------------------------------	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	---------------------------	----	---	----	--	----	-------------------------------	----	-------------------------------

川派川新五味塚橋及び三滝川大正橋各下流の河川水面	千代崎港南防波堤灯台(北緯三四度五一分一八秒東経一三六度三七分)から二二四度三〇分二二〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び千代崎橋下流の金沢川水面	津 贊崎灯台(北緯三四度四二分四〇秒東経一三六度三一分二七秒)から二二九度一、五〇〇メートルの地点から二七〇度引いた線、同地点から三五七度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに岩田川津興橋、安濃川安濃津橋及び志登茂川江戸橋各下流の河川水面並びに同灯台から一四九度五、五一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二四度三、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五七度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに相川橋下流の相川水面	松 松阪港東防波堤灯台(北緯三四度三七分東経一三六度三三分四一秒)を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面	阪 宇治山田港大湊防波堤灯台(北緯三四度三一分四五秒東経一三六度四五分三三秒)から二二八度二、六三〇メートルの地点を中心とする半径三、〇〇〇メートルの円内の海面並びに同円内の宮川、大湊川、勢田川及び五十鈴川の各河川水面	鳥 西崎、日向島北端、答志島鳥ヶ崎、阪手島丸山崎及び加布良古崎を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	波 波切港北防波堤灯台(北緯三四度一六分五三秒東経一三六度五三分五八秒)を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面	切 切心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面	浜 浜島港灯台(北緯三四度一七分二八秒東経一三六度四五分五五秒)から三二二度三〇分三二〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	五 止崎から田曾崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	所 ケ
--------------------------	--	--	--	---	---	---	--------------------------	--	------------------------------	-----

府都京

長 大崎三角点(一三六メートル)(北緯三四度一〇分五八秒東経一三六度一九分五六秒)から大石を経て千島鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	島 尾南曾鼻から佐波留島東端まで引いた線、同島北端から投石北端を経て猪ノ鼻(北緯三四度五分一四秒東経一三六度一四分一二秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、船津川汐見橋及び銚子川銚子橋各下流の河川水面並びに白石湖水面	尾 モト鼻から佐波留島南端まで引いた線、同島北端から投石北端を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	本 鬼ヶ城三角点(一五三メートル)(北緯三三度五三分三〇秒東経一三六度六分四八秒)を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面	久 大向三角点(一七三・五メートル)(北緯三五度三三分三八秒東経一三四度五三分二六秒)から一〇〇度、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度、一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	浅 下岡三角点(二八六メートル)(北緯三五度四分二八秒東経一三五度二三秒)から三〇度一、九〇〇メートルの地点を中心とする半径六〇〇メートルの円内の海面及び同円内の福田川水面	間 鷲口岬を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	人 大呂岬から友ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	中 本林ノ下突端(北緯三五度四分四五秒東経一三五度一五分二六秒)から甲冑龜礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	庄 城山鼻から青島南端を経て鋤崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	伊 根 片島鼻から日置崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面(阿蘇海を含む)並びに大手橋下流の大手川水面	津 金ヶ崎から〇度引いた線、博奕岬から二七〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに高野川新橋、伊佐津川大和橋、寺川前島みなと歩道橋、与保呂川	鶴 舞
--	---	---	--	---	--	------------------------------	-------------------------------	---	-------------------------------------	---	--	-----

府阪大

新川橋、祖母谷川富士橋及び志楽川松島橋各下流の河川水面	コツトイ崎から三ツグリ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	小崎から椎崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	豊国崎(北緯三四度一九分二四秒東経一三五度六分五六秒)から〇度引いた線、長崎から二七〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川尾和橋及び東川落合橋各下流の河川水面	阪南港岸和田新東防波堤灯台(北緯三四度二九分二四秒東経一三五度二二分一一秒)から四五度二、〇七〇メートルの地点から三二〇度三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇六度七、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二七度三、三四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五〇度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二三度一、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三三度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大津川橋並橋、春木川新春木橋、津田川岸見橋、近木川永久橋、見出川最下流床止えん堤及び佐野川臨海橋各下流の河川水面	阪南港泉野沖防波堤灯台(北緯三四度二六分九秒東経一三五度一九分四秒)から二七七度二、二九〇メートルの地点から三二二度二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五一度一、一四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四一度一、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三一度五、一七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五一度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	播磨屋敷港南防波堤灯台(北緯三四度三七分五〇秒東経一三五度四分九九秒)から六九度三〇分一、二八〇メートルの地点から九〇度三、九二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一二一度五、四三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七九度一、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五五度
-----------------------------	---------------------------------	---------------------------	--	---	--	---

府都京

二、七一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七三度三〇分七、一二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一八度三〇分四、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五一度三〇分四二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二四度五、九九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面、東経一三五度二七分三八秒の線から下流の大和川水面、内川堅川橋、内川放水路古川橋、住吉川住之江大橋、木津川大浪橋、尻無川岩松橋、旧淀川端建蔵橋及び船津橋、六軒家川春日出橋、正蓮寺川正蓮寺川水門、淀川伝法大橋、神崎川城島橋、中島川中島出来島橋、左門殿川辰巳橋、旧左門殿川五合橋、蓬川蓬川橋、武庫川南武庫川宮川沙風橋、高橋川高橋川橋、新湊川駒栄橋並びに妙法寺川古川橋各下流の河川水面並びに木津川運河、三軒家川、福町堀、大正内港、天保山運河、三十間堀川、安治川内港、桜島入堀、島屋北入堀、東堀運河、北堀運河、中堀運河、西堀運河、新川運河及び兵庫運河の各水面	明石港東外港西防波堤灯台(北緯三四度三三分二八秒東経一三四度五九分二六秒)を中心とする半径九〇〇メートルの円弧のうち同灯台からそれぞれ八二度三〇分及び二三四度引いた線以南の部分、同灯台から二三四度九〇〇メートルの地点から三二四度六一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	瀬戸川口左岸突端から二四〇度二、八八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八九度二〇分三、八一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三二度二、六五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度五三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五二度二、四四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二六度三〇分三、六四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から
---	--	---

三四度三〇分一、二七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇四度四、三六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から天川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに喜瀬川本荘下橋、別府川対潮橋、加古川相生橋、堀川永楽橋、法華山谷川山陽電気鉄道鉄橋、松村川松村水門及び天川山陽電気鉄道鉄橋各下流の河川水面	八木港西防波堤灯台(北緯三四度四分一六秒東経一三四度四三分二一秒)から三五度二一〇メートルの地点を中心とする半径五〇メートルの円内の海面及び八家川水門下流の八家川水面	中川口右岸突端から一八〇度二、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九七度三〇分四、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八七度九、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに市川潮止、野田川向島橋、船場川飾磨港大橋、水尾川西浜橋、夢前川最下流床止えん堤、汐入川水門、西汐入川水門、大津茂川大吉橋、網千川東雲橋、揖保川本町橋、中川中川橋及び元川元川橋各下流の河川水面	益崎から金ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	御崎から御前岩を経て取揚島北端まで引いた線、同地点から三二二度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大津川石ヶ崎橋、野々内藩門、千種川赤穂大橋及び御崎湾元祿橋各下流の河川水面	津居山島猿ヶ城から赤島を見通した線及び陸岸により囲まれた海面並びに港大橋下流の円山川水面及び気比の浜橋以西の気比運河水面	柴山港灯台(北緯三五度三九分五七秒東経一三四度三九分四八秒)から一八度一、一四〇メートルの地点から〇度一、二七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、二八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
--	---	---	----------------------------	--	--	--

白石島北端から黒島北端を見とおした線、白石島北端から二四四度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	矢城ヶ鼻から観音山三角点(二四五メートル)(北緯三五度三十八分東経一三四度二七分四四秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに清富橋下流の岸田川水面	岩屋港西防波堤東灯台(北緯三四度三分三一秒東経一三五度一分五秒)から六八度八〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	生穂三角点(一五九メートル)(北緯三四度二七分三九秒東経一三四度五五分一五秒)から七六度一、九七〇メートルの地点から一四七度一、一三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二二度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに志筑川志筑大橋及び生穂川生穂橋各下流の河川水面	洲本港南防波堤灯台(北緯三四度二〇分四九秒東経一三四度五四分二秒)から二七三度三三〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び洲本橋下流の洲本川水面	由良三角点(一一四メートル)(北緯三四度一七三分三七秒東経一三四度五六分二六秒)から三四七度七八〇メートルの地点から四〇度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一二〇度二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八二度二、五六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から生石鼻(北緯三四度一六分二秒東経一三四度五七分七秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	福釣島鼻から一三五度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	湊港西防波堤灯台(北緯三四度一九分五八秒東経一三四度四三分三一秒)から七八度三〇分二二五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び同円内の三原川水面	都志港北防波堤灯台(北緯三四度二五分八秒東経一三四度四分三三秒)から一四六度三三〇メートルの地点を中心とする
---	---	---	---	---	--	-----------------------------	---	--

和歌山県

都志大橋下流の都志川水面	都志港西防波堤灯台(北緯三四度二八分四〇秒東経一三四度五〇分三六秒)から一八九度二三〇メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面及び大川橋下流の郡家川水面	富島港北防波堤灯台(北緯三四度三三分四秒東経一三四度五五分七秒)から二五度五五〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	新宮一三五度五九分一七秒)から赤島南端まで引いた線、同島東端から三五一度に孔島まで引いた線、漁港東防波堤、漁港北防波堤及び陸岸により囲まれた海面	宇久井鼻から駒崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鉄道橋下流の長野川水面	井ノ島南端まで引いた線、同島東端から鶴島南端まで引いた線、鶴島東端から三四六度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	浦島山頂から耳ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	古座島南端から四三度三〇分引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに古座川橋下流の古座川水面	串橋杭一ノ島から稲荷島を見とおした線、見山山頂(一二四メートル)から二二四度九八五メートルの地点から二四六度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	日置川口両岸突端を結んだ線と日置大橋及び日置小橋との間の河川水面	田番所鼻から斎田崎(北緯三三度四三分三秒東経一三五度二二分八秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	高日壁川崎三角点(三八メートル)(北緯三三度五〇分四六秒東経一三五度九分五四秒)から二五二度二、二四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三三度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四八度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに日高川天田橋、下
--------------	--	--	--	---	--	------------------------------	---	---	----------------------------------	---	---

鳥取県

鳥取県

川西川小橋及び西川大橋各下流の河川水面	神谷崎から蟻島北端まで引いた線、同島南端から長崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに由良橋下流の由良川水面	湯タタキノ鼻から一八一度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに広川広橋及び山田川北橋各下流の河川水面	和宮崎ノ鼻から地ノ島南端まで引いた線、同島鹿ノ首から田倉崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、土入川土入橋、紀の川北島橋、女良川旭橋及び有田川安諸橋各下流の河川水面並びに下津牛ヶ首防波堤灯台(北緯三四度六分五二秒東経一三五度八分二秒)から二四度一、一五〇メートルの地点から一六四度三〇分引いた線以西の加茂川水面	米八尋鼻から三一五度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	赤崎港沖防波堤灯台(北緯三五度三〇分五一秒東経一三三度三九分三三秒)から二〇九度三〇分二七五メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面	鳥取港灯台(北緯三五度三二分三四秒東経一三四度一分二秒)から一四七度三七〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面並びに同円内の湖山川及び千代川の各河川水面	網代崎北端から二七〇度引いた線、駒馳山崎から〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに岩本橋下流の蒲生川水面	向島島頂を中心とする半径八〇〇メートルの円内の海面	美保関三角点(一六七メートル)(北緯三五度三三分四秒東経一三三度一分二七秒)から二一三度三〇分一、二六〇メートルの地点から二〇六度三、七六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四一度一、三四〇メートルの地点まで引いた線、境港指向灯(北緯三五度三二分五二秒東経一三三度一四二分二秒)を中心とする
---------------------	---	---	---	-----------------------------	--	--	---	---------------------------	--

久手		万仁	津江	濱田	隅三	益田	島根
大田市久手町と同市鳥井町の境界海岸（北緯三五度二三分四秒東經一三二度三〇分四秒）を中心とする半径一、三〇〇メートルの円内の海面		荒布場鼻から麦島西端まで引いた線、同島東端から広出鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	渡津三角点（一三八・八メートル）（北緯三五度五秒東經一三二度一分四秒）から二七〇度一、四〇〇メートルの地点を中心とする半径二、三〇〇メートルの円内の海面及び江川橋下流の江川水面	日和山三角点（七七メートル）（北緯三四度五四分二秒東經一三二度四分三秒）から二六度三〇分二、四二〇メートルの地点から二九五度三〇分五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三二度に馬島まで引いた線、同島水島鼻から二二八度三〇分四、〇六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浜田川新橋及び周布川鉄道橋各下流の河川水面	庵寺山三角点（八九メートル）（北緯三四度四分三秒東經一三二度五五分五〇秒）から二七〇度四分一、三四〇メートルの地点から三五六度三〇分二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四三度三〇分三、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から大崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに岡見川鉄道橋及び三隅川鉄道橋各下流の河川水面	益田市中之島と同市高津との境界海岸（北緯三四度四分四二秒東經一三一度四分三秒）を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び高角橋下流の高津川水面	する半径四、〇〇〇メートルの円弧のうち同灯から一三八度三〇分に引いた線以南であつて、かつ、一六四度に引いた線以東の部分、和名鼻（北緯三五度三一分五三秒東經一三三度一〇分四九秒）から一五五度に江島まで引いた線、大根島壱崎東端から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

岡山県

大	社	惠	曇	加	賀	七	類	美	保	関	松	江	安	来	西	郷	浦	日	生	片	上	鶴	海	牛	窓	西	大	寺
神戸川口右岸突端から笹子島北西端を見社とおした線及び陸岸により囲まれた海面	生洲鼻から鳥島北端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面	陸岸から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	獅子鼻から馬島北端まで引いた線、同島南西端から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	九島西端から二二二度に引いた線、同島東端から青木島北端まで引いた線、同島南端から二二二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	美保関港沖防波堤灯台（北緯三五度三分二九秒東經一三三度一八分三二秒）から三八度三〇分五メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面	大谷三角点（一一四メートル）（北緯三五度二七分二秒東經一三三度六分三秒）から一〇六度二、二〇〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面並びに末次鼻から嫁ヶ島を見とおした線以東の宍道湖水面及び大橋川水面	油壺鼻から亀島北端まで引いた線、同地点から二八六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	高瀬崎から鳥貝崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	白崎鼻から二ヶ鼻まで引いた線、獅子ヶ鼻から島根鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	松ヶ鼻からツプロ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに新橋下流の中州川水面	伊里川口右岸突端から前島東端まで引いた線、同島北端から生崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	鷹尾鼻から高目鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	馬立鼻から前島荒崎まで引いた線、同島城ノ鼻から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	九幡西突堤突端（北緯三四度三六分一秒東經一三四度一分四七秒）から外波崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに広谷三角点（二三三メートル）（北緯三四度四分一七秒東經一三四度五	六秒）から一三六度二、九〇〇メートルの地点から一二六度三〇分に引いた線以南の吉井川水面	外波崎から二〇七度三〇分に引いた線、同地点から九幡西突堤突端まで引いた線、西大寺港九幡東一号防波堤灯台（北緯三四度三分一五秒東經一三四度一分五一秒）から三二七度二九〇メートルの地点から二二五度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	高島北端から〇度に引いた線、同島南端から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに京橋、中橋及び小橋各下流の旭川水面	童崎（北緯三四度三一分八秒東經一三三度五七分四三秒）から一二四度三〇分六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九五度七八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五二度三分三八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六四度六三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七六度三〇分八五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二六度八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から下島島西端まで引いた線、同地点から飛州（四・九メートル）まで引いた線、同地点から一九九度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	松ヶ鼻から二六八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	味野三角点（二〇九メートル）（北緯三四度二七分五三秒東經一三三度四分二一秒）から八四度三〇分二、五六〇メートルの地点から九三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	味野三角点から八四度三〇分二、五六〇メートルの地点から一八〇度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大正橋下流の小田川水面	西ノ崎から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面						

広島

水	島	笠	岡	福	山	尾	道	糸	崎	忠	海	竹	原
三百山三角点（一三五メートル）（北緯三四度二分五八秒東經一三三度四分五〇秒）から二二六度一、三一一メートルの地点まで引いた線、同地点から二七七度三分九一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度二、〇三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八八度三〇分三、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七〇度四、四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度二、八九五メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに水島港玉島乙島防波堤灯台（北緯三四度三分二二秒東經一三三度四分二七秒）から〇度七五メートルの地点から五四度四分四秒東經一三三度三分三秒）を中心とする半径九〇〇メートルの円内の海面	狐崎から仙酔島島ノ口岬まで引いた線、同地点から九〇度五、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五九度七、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに芦田川河口ぎ下流の芦田川水面	犬吠山山頂から西岩岳三角点（一三〇メートル）（北緯三四度二分五八秒東經一三三度九分二〇秒）まで引いた線、鶏小島から向島布刈鼻まで引いた線、同島女法崎から宝間鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	猿ヶ鼻から大谷鼻（北緯三四度一分四分四八秒東經一三三度二二秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	太郎ヶ鼻（北緯三四度一分八分九秒東經一三三度五分二七秒）から阿波島源氏ヶ鼻（北緯三四度一分九分二七秒東經一三三度五分六分二秒）まで引いた線、同地点から八〇度二、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から観喜山三角点（二六三メートル）（北緯三四度二分二九秒東經一三三度五分八分三秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面									

井重	生土	大竹	島廣	呉	津	安芸
長串鼻から小細島北端まで引いた線、同島西端から一八八度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	平内島北端から三二九度引いた線、同島東端から生名島波間田鼻まで引いた線、同島敵島北端から弓削島伊勢ヶ鼻まで引いた線、同地点から二五度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点と奥山山頂(三九一メートル)とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	油見三角点(二三三メートル)(北緯三四度一分二七秒東経一三二度一分四二秒)から六五度一、六〇〇メートルの地点を中心とする半径二、三〇〇メートルの円弧のうち同地点から六度三〇分引いた線以東であつて、かつ、八六度三分に引いた線以北の部分、同地点から八六度三〇分二、三〇〇メートルの地点から一七六度三〇分一、七一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	観音埼から岬島南端を経て似島南東端まで引いた線、同島地獄鼻から大カクマ島南端まで引いた線、同地点から沖ノ山鼻(北緯三四度一分五七秒東経一三二度一分九分一七秒)の方向に四、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに瀬野川明神橋、猿猴川仁保橋、京橋川御幸橋、元安川南大橋、旧太田川住吉橋、天満川昭和大橋及び太田川庚午橋各下流の河川水面	豆倉鼻から一九九度一、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、下猫埼から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに犬尻ヶ鼻から二六五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	風早三角点(二九六メートル)(北緯三四度一分八分四秒東経一三二度四分五九秒)から木谷三角点(一三八メートル)(北緯三四度一分八分三二秒東経一三二度五分一分四秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	

刈蒲	大西	洗手	御江	木ノ	崎	戸瀬	木佐
大平山山頂から九五度に上蒲刈島まで引いた線、下蒲刈島白埼から八〇度五、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇七度二、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から上蒲刈島三	七々見山山頂(五七メートル)から長島三角点(七四メートル)(北緯三四度一分五九秒東経一三二度五二分一八秒)まで引いた線、同三角点から長九郎鼻まで引いた線、同地点から舞鶴新開明神(北緯三四度一分五七秒東経一三二度五四分五秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	同島戸町山山頂(八八メートル)から三〇度一、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三角島三角点(一一〇メートル)(北緯三四度一分三六秒東経一三二度四分八分四秒)まで引いた線、同三角点から一八四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	御手洗島三角点(四四九メートル)(北緯三四度一分一九秒東経一三二度五〇分五五秒)から岡村島観音崎まで引いた線、同島戸町山山頂(八八メートル)から三〇度一、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三角島三角点(一一〇メートル)(北緯三四度一分三六秒東経一三二度四分八分四秒)まで引いた線、同三角点から一八四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	高山鼻から中ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	西端から生野島馬取鼻(北緯三四度一分一八秒東経一三二度五五分三三秒)まで引いた線、同島カネ鼻から船島陸ヶ鼻まで引いた線、同島南端から象頭鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	向上一八分二六秒東経一三三度五分一三秒)から七六度八四〇メートルの地点を中心とする半径二、六〇〇メートルの円弧、高根島三角点(三一〇メートル)(北緯三四度一分八分三六秒東経一三三度四分一四秒)と生口島婿尻ノ鼻とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	佐木島鍋ヶ鼻から八〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度三、三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六一度三〇分引いた線及び陸岸により囲まれた海面

関上	津室	井柳	松小	庄下	安賀	久	岩国	島	嶽
唐釜から長島奈古屋崎まで引いた線、同島赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四五度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八〇度一、二五メートルの地点まで引いた線、同地点から三四二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	唐釜(一九メートル)から長島奈古屋崎まで引いた線、同島赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四五度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八〇度一、二五メートルの地点まで引いた線、同地点から三四二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	柳井港東防波堤灯台(北緯三三度五七分七秒東経一三二度八分一七秒)から三八度六八〇メートルの地点から一八〇度二一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに片野橋下流の片野川水面	津長鼻から一七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに新明新橋下流の屋代川水面	安下埼から龍崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	大崎鼻から二八一度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面		岩国港北防波堤灯台(北緯三四度一分三二秒東経一三二度四分五五秒)から四一度二、七五〇メートルの地点から二五八度三〇分に引いた線、同地点から兜島三角点(一一〇メートル)(北緯三四度七分一六秒東経一三二度一分五五秒)まで引いた線、面高鼻から九〇度四、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から兜島三角点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、小瀬川最下流送油橋より囲まれた海面、小瀬川最下流送油橋下流の山口県の区域内の河川水面並びに今津川連帆橋及び門前川鉄道橋各下流の河川水面	崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	小名切岬(一四メートル)から二二八度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

尾丸	口山	穂秋	関中	尻田	三	松	山	徳	室	生
月埼から丸尾崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	阿知須干拓地東北端(北緯三四度一分一九秒東経一三二度二分五八秒)から幸崎干拓地南西端(北緯三四度一分三二秒東経一三二度二分四四秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	岩屋ノ鼻から七八度二、八〇〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	関中点を中心とする半径一、一〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二二度及び二五度に引いた線以南の部分、中関灯台(北緯三三度五九分五八秒東経一三二度三二分三八秒)から一五五度九九〇メートルの地点を中心とする半径九〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ九六度三〇分及び三三五度に引いた線以南の部分並びに陸岸により囲まれた海面	三田尻中関港築地東防波堤南灯台(北緯三四度四分五五秒東経一三二度三六分四三秒)から二七七度三〇分三二〇メートルの地点を中心とする半径一、一〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二二度及び二五度に引いた線以南の部分、中関灯台(北緯三三度五九分五八秒東経一三二度三二分三八秒)から一五五度九九〇メートルの地点を中心とする半径九〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ九六度三〇分及び三三五度に引いた線以南の部分並びに陸岸により囲まれた海面	三田尻中関港築地東防波堤南灯台(北緯三四度四分五五秒東経一三二度三六分四三秒)から二七七度三〇分三二〇メートルの地点を中心とする半径一、一〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二二度及び二五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流鉄道橋下流の島田川水面	下から郷屋三角点(一四二メートル)(北緯三四度一分五秒東経一三二度四分二九秒)まで引いた線、馬島金崎から笠戸嶋三角点(二五六メートル)(北緯三三度五十六分一四秒東経一三二度四分三三秒)まで引いた線、同三角点から九二度一〇、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流鉄道橋下流の島田川水面	赤崎三角点(七一メートル)(北緯三四度二分四二秒東経一三二度四分三〇秒)から郷屋三角点(一四二メートル)(北緯三四度一分五秒東経一三二度四分二九秒)まで引いた線、馬島金崎から笠戸嶋三角点(二五六メートル)(北緯三三度五十六分一四秒東経一三二度四分三三秒)まで引いた線、同三角点から九二度一〇、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	赤崎から赤岩まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	梶取岬から用舎三角点(一〇九メートル)(北緯三三度五分四秒東経一三二度二分四四秒)まで引いた線、同三角点から六四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋下流の田布施川水面	

手坂	引田	松本	三浦	津田	志度	高松	西香	出坂	亀丸	津度	多度
大滝三角点(四三五メートル)(北緯三四度二七分五〇秒東経一三四度二〇分一八秒)から二四七度一、八五〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ一四	引田鼻から馬宿川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに御幸橋下流の小海川水面	から二七二度一、五三〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	湊村三角点(九・七メートル)(北緯三四度一五二分二秒東経一三四度二分一八秒)から二七二度一、五三〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	長尾鼻から三一九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに津田川ゲート下流の津田川水面	燈籠鼻から二七四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	高松港朝日町外防波堤南灯台(北緯三四度二分四〇秒東経一三四度三分一九秒)から一七九度三〇分六九五メートルの地点を中心とする半径二、八〇〇メートルの円内の海面、同円内の新川及び春日川の各河川水面並びに高松琴平電気鉄道志度線鉄道橋下流の詰田川水面	芝山山頂(四五メートル)から〇度一五〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	蛸崎(北緯三四度一九分二四秒東経一三三度四九分四九秒)から沙彌島マコモ鼻まで引いた線、同地点から総社川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	丸亀港蓬萊町防波堤灯台(北緯三四度一八分三九秒東経一三三度四六分五八秒)から一一九度一、七五五メートルの地点から上真島三角点(二六メートル)(北緯三四度一九分東経一三三度四七分三秒)まで引いた線、同三角点から二三七度三〇分に昭和町防波堤まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面	城ヶ下三角点(九三メートル)(北緯三四度一六分八秒東経一三三度四分四一秒)から三五七度五八〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円内の海面	城ヶ下三角点(九三メートル)(北緯三四度一六分八秒東経一三三度四分四一秒)から三五七度五八〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円内の海面

県媛愛

浦深	島直	庄士	田池	海内	三度及び二七二度に引いた線以南の部分並びに陸岸により囲まれた海面
荷渡鼻から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	角崎北東端、向島荒崎鼻、家島東端、同島西端及び重石鼻を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	室崎から一八〇度に引いた線、永代橋及び陸岸により囲まれた海面	飛火崎から沖ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	赤崎から三一五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	三度及び二七二度に引いた線以南の部分並びに陸岸により囲まれた海面

川西	生川	吉海	治今	菊間	北条	山松	郡中	まで引いた線、同地点から一四二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
西条港導灯(後灯)(北緯三三度五五分四秒東経一三三度一〇分三一秒)から一	壬生川港壬生川西防波堤灯台(北緯三三度五七分二五秒東経一三三度六分三九秒)から二六六度三〇分二、五五〇メートルの地点から六七度四、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四七度一、五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	鴨磯から七〇度に引いた線、同地点から津倉北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	大浜潮流信号所(北緯三四度五分二五秒東経一三二度五九分一六秒)から九六度三三〇メートルの地点から一二〇度三、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四八度三、一一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに東門橋下流の蒼社川水面並びに来島山尻ノ鼻からそれぞれ一一七度及び二五四度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	菊間港防波堤灯台(北緯三四度二分一八秒東経一三二度五〇分一六秒)から一九八度一八〇メートルの地点を中心とする半径七〇〇メートルの円内の海面及び更生橋下流の菊間川水面	北条港灯台(北緯三三度五八分三三秒東経一三二度四六分一五秒)を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	興居島黒崎から一八五度三〇分四、一四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度に陸岸まで引いた線、同島神崎から白石ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	郡中港西防波堤灯台(北緯三三度四五分三七秒東経一三二度四一分三三秒)から一四二度三〇分四四〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	まで引いた線、同地点から一四二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

高浦	甲浦	方伯	宮浦	岡村	江之	川島	三川	寒川	新居	四五度三五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
外防波堤突端(北緯三三度一五分四九秒東経一三四度九分四七秒)を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	唐人ヶ鼻を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	金ヶ崎から波戸名鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	泊ヶ鼻(北緯三四度一四分五二秒東経一三二度五九分一四秒)から道明ヶ鼻(北緯三四度一五分八秒東経一三二度五九分二一秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	岡村島三角点(一六〇メートル)(北緯三四度一分二三秒東経一三二度五三分二〇秒)から一九三度三〇分六四〇メートルの地点から一五八度二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	二二一度、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三五度六、五七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六三度一、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六〇度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	四度四七秒東経一三三度三分三秒)から四四度一、六四〇メートルの地点から三二二度一、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三五度六、五七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六三度一、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六〇度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	川島江三角点(六二メートル)(北緯三四度四七秒東経一三三度三分三秒)から四四度一、六四〇メートルの地点から三二二度一、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三五度六、五七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六三度一、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六〇度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	寒川港防波堤灯台(北緯三三度五八分二六秒東経一三三度三〇分五〇秒)から二一五度三〇分三二五メートルの地点を中心とする半径四〇〇メートルの円内の海面	新居浜市と西条市との境界海岸(北緯三三度五六分五三秒東経一三三度一分四九秒)から三五一度三〇分に引いた線、大島虎崎から二七〇度三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五四度に引いた線、大島中山崎から一九六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに元塚橋下流の尻無川水面	四五度三五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面

県知

津室	後免一号防波堤突端(北緯三三度一七分八秒東経一三四度八分三四秒)を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び港橋下流の室津川水面
奈	奈半利川口左岸突端を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び奈半利川橋下流の奈半利川水面
高	高知灯台(北緯三三度二九分四六秒東経一三三度三四分二秒)から一八〇度五〇分六メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度三、〇二五メートルの地点まで引いた線、同地点から三四二度三分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに下田川五台山橋、国分川青柳橋、堀川大鋸屋橋、鏡川九反田橋及び新川川御倉橋各下流の河川水面
宇	白ノ鼻から〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
須	コギノ鼻から二五七度一、五五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から角谷岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大峰橋下流の桜川水面
久	大野崎から二一五度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
礼	加江崎から押岡崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
江	鹿島東端を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び佐賀橋下流の伊与木川水面
上	上川口港第五防波堤西灯台(北緯三三度二分二秒東経一三三度三分一二秒)から四七度三〇分七四五メートルの地点を中心とする半径一、一〇〇メートルの円内の海面及び王迎橋下流の蝸川水面
下	西道崎灯台(北緯三三度五五分五秒東経一三二度五九分五八秒)から三五四度三分一、八〇〇メートルの地点を中心とする半径三、〇〇〇メートルの円内の海面並びに四万十川山路渡船場(北緯三二度五八分一五秒東経一三二度五七分九秒)から〇度引いた線以東の後川及び四万十川の各河川水面

福岡

清	尾浦崎から遠見崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
水	大島三角点(九一メートル)(北緯三二度五四分五四秒東経一三二度四二分一秒)から六九度四三三メートルの地点から〇度引いた線、宿毛湾港大島灯台(北緯三二度五五分六秒東経一三二度四一分一六秒)から二九度三五五メートルの地点まで引いた線、同地点から二七度一八一五メートルの地点まで引いた線、同地点から御殿山三角点(三二二メートル)(北緯三二度五五分一秒東経一三二度四〇分一六秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
加	鷲ノ首から配崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
布	能古島天狗鼻(北緯三三度三八分一〇秒東経一三〇度一七分五秒)から三二度三分に引いた線、同地点から碁石鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに新千鳥橋下流の御笠川水面及び博多港西防波堤北灯台(北緯三三度三七分五秒東経一三〇度二分五五秒)から一四〇度二、五四〇メートルの地点から三〇度引いた線以北の那珂川水面
大	大島加代鼻から一八〇度引いた線、同島曾根鼻から九〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
島	魚見山山頂を中心とする半径一、七〇〇メートルの円内の海面及び芦屋橋下流の遠賀川水面
荊	荊田港東防波堤灯台(北緯三三度四七分四九秒東経一三一一度四八秒)から二〇二度五二〇メートルの地点を中心とする半径三、〇〇〇メートルの円内の海面
宇	宇島港西三号防波堤灯台(北緯三三度三八分一秒東経一三一一度七分三〇秒)から一七六度五五メートルの地点を中心とする半径二、五〇〇メートルの円内の海面及び経済橋下流の経済川水面
三	三池港北防砂堤灯台(北緯三三度一六秒東経一三〇度三分三二秒)を中心とする半径二、七〇〇メートルの円内の海面(ドックを含む。)

佐賀

大	四ツ山山頂から八度一、九〇〇メートルの地点を中心とする半径四、五〇〇メートルの円内の海面中三池港境界線以北の部分並びに諏訪川諏訪橋及び大牟田川中島橋各下流の河川水面
若	浜武三角点(五・一メートル)(北緯三三度八分五秒東経一三〇度二分三一秒)から二〇度五二〇メートルの地点を中心とする半径二、七〇〇メートルの円内の海面及び大中島北東端から一三五度引いた線以南の筑後川水面(福岡県の地先部分に限る。)
呼	友崎から加部島宮崎まで引いた線、同島立石崎から波戸崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
唐	高島北端から二九三度引いた線、同島南東端から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに舞鶴橋下流の松浦川水面
住	住ノ江港第一号灯標(北緯三三度一分東経一三〇度四分七秒)から二三三度五四〇メートルの地点から九〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに住の江橋下流の住ノ江川水面
諸	寺井三角点(一七メートル)(北緯三三度一分二分二秒東経一三〇度二分二〇秒)から一七八度一、四〇〇メートルの地点から一八〇度引いた線、大中島南西端から一三五度引いた線、佐賀江川口左岸突端から一三五度引いた線及び同地点から一三五度引いた線により囲まれた河川水面中佐賀県の区域内の部分
伊	佐賀県と長崎県の境界海岸(北緯三三度二〇分二六秒東経一二九度四七分一八秒)から六六度三分一、〇一五メートルの地点まで引いた線、同地点から三五〇度二、七九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から矢柄鼻まで引いた線、煤屋崎から一三五度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松島橋下流の伊万里川水面
島	モソ瀬灯標(北緯三二度四五分四六秒東経一三〇度二分四三秒)から二五一度三分七四〇メートルの地点から九〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度三五〇メートルの地点まで引いた線、

長崎

大	で引いた線、同地点から一三度二、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六四度三分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮崎	宮崎鼻から一八〇度引いた線、白間崎から九〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
津	弁天崎から穴ノ口崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
小	潮見崎を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
木	井上鼻(北緯三二度三分八秒東経一二九度四七分三六秒)から甲ノ瀬及び中島南端を経て祇園崎まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
長	端崎から大中瀬戸北灯台(北緯三二度四分四三秒東経一二九度四七分二九秒)に引いた線、同灯台から一六度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに稲佐橋下流の浦上川水面及び長崎港旭町防波堤灯台(北緯三二度四分四二秒東経一二九度五一分五二秒)から八九度六一〇メートルの地点から〇度引いた線以西の中島川水面
三	端崎から三一三度に神楽島まで引いた線、同島西端から三重崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに新港大橋下流の多以良川水面
重	シラゴ鼻から七五度引いた線、同地点から福島鼻まで引いた線、同島南端から一六度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに板浦三角点(二〇九メートル)(北緯三二度五五分三秒東経一二九度三八分四七秒)から一五二度三、三九〇メートルの地点から一〇五度に引いた線以南の雪浦川水面
島	青山三角点(五九メートル)(北緯三二度五五分一五秒東経一二九度三五分四一秒)から三〇度一、〇一五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ一〇六度及び三五二度に引いた線以東の部分、同地点から三五二度一、五〇〇メートルの地点から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面

佐賀

大	四ツ山山頂から八度一、九〇〇メートルの地点を中心とする半径四、五〇〇メートルの円内の海面中三池港境界線以北の部分並びに諏訪川諏訪橋及び大牟田川中島橋各下流の河川水面
若	浜武三角点(五・一メートル)(北緯三三度八分五秒東経一三〇度二分三一秒)から二〇度五二〇メートルの地点を中心とする半径二、七〇〇メートルの円内の海面及び大中島北東端から一三五度引いた線以南の筑後川水面(福岡県の地先部分に限る。)
呼	友崎から加部島宮崎まで引いた線、同島立石崎から波戸崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
唐	高島北端から二九三度引いた線、同島南東端から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに舞鶴橋下流の松浦川水面
住	住ノ江港第一号灯標(北緯三三度一分東経一三〇度四分七秒)から二三三度五四〇メートルの地点から九〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに住の江橋下流の住ノ江川水面
諸	寺井三角点(一七メートル)(北緯三三度一分二分二秒東経一三〇度二分二〇秒)から一七八度一、四〇〇メートルの地点から一八〇度引いた線、大中島南西端から一三五度引いた線、佐賀江川口左岸突端から一三五度引いた線及び同地点から一三五度引いた線により囲まれた河川水面中佐賀県の区域内の部分
伊	佐賀県と長崎県の境界海岸(北緯三三度二〇分二六秒東経一二九度四七分一八秒)から六六度三分一、〇一五メートルの地点まで引いた線、同地点から三五〇度二、七九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から矢柄鼻まで引いた線、煤屋崎から一三五度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松島橋下流の伊万里川水面
島	モソ瀬灯標(北緯三二度四五分四六秒東経一三〇度二分四三秒)から二五一度三分七四〇メートルの地点から九〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度三五〇メートルの地点まで引いた線、

大	村	崎	戸	佐	世	保	相	浦	白	浦	江	迎	田	平	松	浦	今	福	福	江	富	江
点から三一度に箕島まで引いた線、白島三角点(七八メートル)(北緯三二度五分九秒東經一二九度五三分三〇秒)から三〇度二、四三〇メートルの地点から二五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	鶴崎から崎戸島北西端まで引いた線、同島南端から芋島島頂まで引いた線、同地点から折瀬ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	高後崎から寄船崎まで引いた線、猪ノ首鼻から口木崎まで引いた線、フル崎から針尾島三ツ岳山頂(二八メートル)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに佐世保川平瀬橋及び日宇川白岳橋各下流の河川水面	大崎から三四〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	魚見崎からコウゴ瀬まで引いた線、同地点から黒島北端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面	銭立鼻から小島(高櫛島)西端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面並びに江迎大橋下流の江迎川水面	南風崎から平戸島南竜崎まで引いた線、同地点から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	蛭子崎(北緯三三度二分三秒東經一二九度四分八秒)から三二六度一五〇メートルの地点から〇度一、九一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	野崎から尾尾鼻(北緯三三度二分一秒東經一二九度四分四三秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	石切鼻から一〇九度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	和島北端から三一五度に引いた線、同島東端から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面												

玉	浦	岐	宿	奈	島	留	奈	尾	有	川	青	方	小	賀	平	戸	津	吉	生	月	大	島	芦	辺	郷	浦
小浦北端から島山島西端まで引いた線、同島黒瀬崎から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	針ノメズ鼻から沖ノ平瀬北端を経て尼崎まで引いた線、団助鼻からヒキ瀬北端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面	掛リ先鼻から末津島西端まで引いた線、同島南端から奈留神島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	福見崎から二二〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	野首崎から二四九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	金剛崎から祝言島西ノ鼻まで引いた線、同島唐崎から七五度に引いた線、相河大橋、三日ノ浦橋及び陸岸により囲まれた海面	小値賀港黒島南防波堤灯台(北緯三三度一分五七秒東經一二九度三分五一秒)から二四四度一、一九〇メートルの地点から三〇七度七七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五五度に引いた線、同灯台から二三五度三〇分三三〇メートルの地点から六〇度三八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	山姥崎から黒子島東端を経て獅子駒崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	坊山崎から待鹿崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	鳥瀬崎から九〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度に引いた線、呼崎から潮見崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	曲リ鼻から一八〇度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度に引いた線、ツルノサガリ鼻から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	若宮崎から竜神崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	細崎から鳥帽子崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面														

熊本県

勝	本	比	田	勝	佐	須	奈	原	嚴	豆	酸	水	侯	佐	八	代	川
名島南東端から一三七度に引いた線、同島北端から若宮島北東端まで引いた線、同島北西端から鳥屋鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	尉殿崎から戸ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	立場崎からトロク崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに佐須奈川昭和橋及び大戸川佐須奈橋各下流の河川水面	耶良崎灯台(北緯三四度一分三九秒東經一二九度一七分五四秒)から八三度七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	豆蔵崎から小母崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	明神崎(北緯三二度二分一秒東經一三〇度二分二秒)を中心とする半径一、七〇〇メートルの円弧、同地点からツツワ崎(北緯三二度一分二秒東經一三〇度二分一秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	鶴木山西端(北緯三二度一分八分四秒東經一三〇度二分一秒)から唐船岩を経て唐船鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、同山西端から二三五度三三〇メートルの地点から二二五度に引いた線以北の湯浦川水面並びに白岩橋下流の佐敷川水面	八代港北防砂堤灯台(北緯三二度三分二秒東經一三〇度三分三秒)から五度三〇分三、一八〇メートルの地点から二六一度三〇分七、二九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九七度三〇分二、一二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七七度三〇分三、〇一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六二度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに水無川産島橋、前川八代大橋、南川南川橋及び球磨川金剛橋各下流の河川水面										

三	角	熊	本	貫	百	洲	長	合	津
瀬戸ノ鼻から三角灯台(北緯三二度三分三秒東經一三〇度二分三九秒)まで引いた線、大矢野島塔ヶ崎から千束島六四郎鼻まで引いた線、黒崎から一八〇度に引いた線、戸馳島灯台(北緯三二度四分三四秒東經一三〇度二分九分一秒)から二二〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	白川左岸突端から二六五度三、〇五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四九度三、二六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七四度三〇分一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇四度三、四五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	檜崎山三角点(二七三メートル)(北緯三二度四分四七秒東經一三〇度三七分四九秒)から二九八度二、八五〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面及び同三角点から一八〇度に引いた線以西の坪井川水面	長洲港北防波堤灯台(北緯三二度五分二分三秒東經一三〇度二分九分一秒)から一四度三〇分一、〇二〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ一〇度及び二七〇度に引いた線以北の部分、同地点から二七〇度一、三〇〇メートルの地点から一八三度九九〇メートルの地点まで引いた線、同灯台を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円弧のうち同灯台からそれぞれ一五〇度及び二七〇度に引いた線以南の部分並びに陸岸により囲まれた海面	ソベノ崎(北緯三二度三一分二九秒東經一三〇度二分五秒)から六六度に前島まで引いた線、同島沖ノ鼻(北緯三二度三一分四七秒東經一三〇度二分五秒)から三五度中島まで引いた線、同島中島ノ鼻(北緯三二度三一分四一秒東經一三〇度二分九秒)から鬼塚ノ鼻(北緯三二度三一分三八秒東經一三〇度二分一八秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面					

久阿	阿久根港西防波堤灯台（北緯三二度一分三秒東經一三〇度一分二二秒）から	地点から九〇度一、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から沖小島三角点（三九メートル）（北緯三二度三分三秒東經一三〇度三分五五秒）まで引いた線、同三角点から神瀬灯台（北緯三一度四分一秒東經一三〇度三分二四秒）まで引いた線、同灯台から三四二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに甲突川天保山橋及び永田川小松原橋各下流の河川水面
山	山形県酒田	山形港番所鼻灯台（北緯三一度一分三秒東經一三〇度三分八二秒）を中心とする半径二、三〇〇メートルの円内の海面
川	富山県伏木富山	富山港番所鼻灯台（北緯三一度一分三秒東經一三〇度三分八二秒）を中心とする半径二、三〇〇メートルの円内の海面
崎	静岡県田子の浦、清水	赤崩鼻からカク鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
野	愛知県三河、衣浦、名古屋	山神鼻を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
池	三重県四日市	串木野港防波堤灯台（北緯三一度四分三六秒東經一三〇度一分五八秒）から一〇九度二、六六〇メートルの地点から二二八度二、八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度三分三九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五二度三分五五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度三分三〇分一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三九度三分三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに醉尾川須賀橋、五反田川平江橋及びオコン川野元橋各下流の河川水面
内	山口県関門	唐山三角点（四四メートル）（北緯三一度五一分四四秒東經一三〇度一分六秒）から二〇三度二、九六〇メートルの地点から三一八度二、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九度二、六二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から牛ノ頸北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに月屋山三角点（一六〇メートル）（北緯三一度五分四九秒東經一三〇度一分三六秒）から二二五度三分に引いた線以北の川内川及び原田川の各河川水面

別表第二（第二条関係）

宮崎県	細島	宮崎県	長崎、佐世保、厳原	熊本県	八代、三角	大分県	大分	佐賀県	伊万里	福岡県	博多、三池	高知県	高知	愛媛県	松山、今治、新居浜、三島川之江	香川県	坂出、高松	徳島県	徳島小松島	福岡県	関門	山口県	宇部、萩	山口県	岩国、柳井、徳山下松、三田尻中関、	岡山県	宇野、水島	岡山県	宇野、水島	島根県	浜田	島根県	境	鳥取県	和歌山県	東播磨、姫路	兵庫県	東播磨、姫路	兵庫県	阪神	大阪府	阪南、泉州	京都府	宮津、舞鶴	三重県	四日市	愛知県	三河、衣浦、名古屋	静岡県	田子の浦、清水	福井県	敦賀、福井	石川県	七尾、金沢	富山県	伏木富山	新潟県	直江津、新潟、両津	神奈川県	横須賀	神奈川県	京浜	東京都	京浜	千葉県	木更津、千葉	茨城県	日立、鹿島	福島県	相馬、小名浜	山形県	酒田	秋田県	石巻、仙台塩釜	宮城県	釜石	岩手県	釜石	青森県	青森、むつ小川原、八戸	北海道	樽、石狩湾、留萌、稚内	北海道	根室、釧路、苫小牧、室蘭、函館、小	都道府県	特定港
-----	----	-----	-----------	-----	-------	-----	----	-----	-----	-----	-------	-----	----	-----	-----------------	-----	-------	-----	-------	-----	----	-----	------	-----	-------------------	-----	-------	-----	-------	-----	----	-----	---	-----	------	--------	-----	--------	-----	----	-----	-------	-----	-------	-----	-----	-----	-----------	-----	---------	-----	-------	-----	-------	-----	------	-----	-----------	------	-----	------	----	-----	----	-----	--------	-----	-------	-----	--------	-----	----	-----	---------	-----	----	-----	----	-----	-------------	-----	-------------	-----	-------------------	------	-----

別表第三（第三条関係）

都道府県	指定港
千葉県	館山、木更津、千葉
東京都	京浜
神奈川県	京浜
神奈川県	横須賀